

関での手術を断念している方もいると想像する。今後も支給実績を積み重ねて、患者一人ひとり

が納得した治療に向き合えるよう支援していきたい。
(澤田慎一郎)

泉南型国賠訴訟をめぐる進展 全国●個別周知、ホットライン、厚労省要請

2017年10月上旬に厚生労働省は、2014年10月9日の泉南アスベスト訴訟最高裁判決に基づいて国と和解の可能性のある被害者本人や遺族に対して個別通知を開始した。実施に至るまでの経過については、本誌2016年8月号でも触れているのでご確認いただきたい。

厚生労働省の10月2日付けの発表によれば、①石綿工場と考えられる事業場であり、かつ、石綿ばく露作業を国の責任期間内に行っていた可能性のある事業場において、石綿関連疾患による労災支給決定された方のうち国の責任期間内に石綿ばく露作業に従事していた可能性のある1,356人、②じん肺管理区分決定者のうち石綿によるじん肺管理区分決定者であり、石綿工場と考えられる事業場で、かつ、石綿ばく露作業を国の責任期間内に行っていた可能性のある事業場において、「じん肺管理区分決定(管理2～4)」を受けた方(ただし、上記1に含まれる方114人を除く) 958人の合計2,314人に対して、新たに作成したリーフレットを順次送付するとされた。

このうち、①の該当者で連絡先の確認が取れている756人に先行して通知がなされた。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会では、各地の弁護士と協力して全国ホットラインを10月4-5日に6地域(北海道、東京、大阪、岡山、広島、佐賀)で実施した。2日間で約550件の相談、その後数日間の相談も含めると約600件にのぼった。

これらの結果を受けて、各地で対象と思われる被害者の労災認定に関する調査結果復命書の開示手続きも続々とはじまっている。しかし、何らの労災保険給付も受けていない被害者の相続人(例えば、被災者の妻が労災遺族年金を1,000日分以上受給したのち死亡し、その後、労災給付の対象となっていない子どもなどの相続人に通知が届いた場合など)に対して、相続人自身の個人情報ではないとして個人情報の開示請求を認めないなどの対応をするケースなどが出てきた。

患者と家族の会と各地弁護団は11月22日に、①相続人に対する文書の開示、②相続人に対する調査結果復命書及びその添

付資料目録(目次)と被害者本人の陳述書(聴取書)を情報提供として速やかに開示すること、③被害者がじん肺管理区分決定者である場合も被害者ないし相続人に対して粉じん作業従事歴申立書などの当該被害者の就労状況把握のために必要な資料を情報提供として速やかに開示すること、の三点を実施するよう、厚生労働省に対して緊急に要請した。

12月中旬には、個別周知の②に該当する819人に対して周知がなされた。ところが、12月13日付け毎日新聞(大阪夕刊版)によれば、泉南訴訟最高裁判決後から2016年10月の個別周知実施までの約3年間に、法律上の除斥期間を経過して賠償の請求権を失った被害者が全国で少なくとも54人いることがわかった。今後、最高裁判決後に除斥となった被害者への対応は関係弁護士とも協議して、何らかの対応を求めていくのかも議論していく必要がある。

さらに12月15日には患者と家族の会と各地弁護士との連名で、肺がんの療養者について国が遅延損害金の起算点を労災認定日からであると主張している事案が複数件出ていることに関して、最高裁判決に従って「確定診断日」として和解手続を進めていくよう要請を行った。肺がんについては、発病時には肺がんの原因とアスベストの関連性について自覚的でない被害者もいる。場合によっては発病から1年以上経過して労災の請求に

至ることもあり、和解に至るまで慰謝料に対して発生する5パーセント／年の遅延損害金は決して無視できない金額となる。この問題も引き続き要請を続け、最高裁判決に基づく公正な対応を国がしていくよう求めていきたい。

12月21日と22日には、例年実施している厚生労働省の石綿労災認定事業場の発表にあわせて実施したホットラインでも全国で約200件の相談が寄せられており、この中には和解の可能性のある被害者もいた。個別の周知

後、それを受け取った被害者らの提訴が12月12日以降、大阪や神戸を筆頭に岐阜・静岡・佐賀・埼玉・北海道などで提訴が続々とされている。石綿製造工場に守衛として勤務して被害を受けた者の和解も協議されているなど、単純に石綿製造業だけではなく、局所排気装置の設置で被害を防ぐことができたのかという論点で業種・職種がどこまで広がってくるのかも注視して



いく必要がある。

(澤田慎一郎)

た。裁決の概要は、75頁の(1)～(6)に示されたとおりである。

ほかにも同様の事案があると考えられ、2017年6月9日の衆院厚生労働委員会で堀内照文衆議院議員がこの問題も取り上げた。労働基準局長と堀内議員のやり取りを引用する。

「○山越政府参考人 御指摘をいただきました労働保険審査会の裁決でございますけれども、これは、御指摘もございましたように、個別事案の実態を把握した上で、定年退職を契機として、一旦会社を離職し、その後、新たに会社と従前とは異なった内容の労働契約を締結して、会社に改めて再雇用されたものと見るのが相当として、継続勤務ではないと判断したものと受けとめております。

したがって、今後におきましては、定年退職後に再雇用された労働者の業務上疾病に係る給付基礎日額の算定でございますけれども、労働保険審査会の裁決などを踏まえ、個別の事案につきまして適正に判断をしてまいりたいと思います。

○堀内(照)委員 今、労働保険審査会の裁決を踏まえてと言っていました。

この裁決が出た後にも、各労基署ですとか地方の審査官の決定なんかを見ますと、単に同じ職場で働いているからということで継続とみなされているという場合がかなりあるわけなんです。そのうちのひとつで、こういう文言もありました。その理由に、じん肺については作業転換の特例が

給付基礎日額問題一部改善

厚労省●定年退職後同一企業に再雇用

労災認定されても、給付基礎日額が低額だという問題がある。そのひとつの類型が、石綿を曝露した会社に定年まで勤めあげ、再雇用してから石綿疾病を発症するというものである。

従来の取り扱いは、定年退職後の再雇用も「継続勤務」と解釈し、再雇用時の平均賃金にするというものである。*

2016年4月12日に労働保険審査会の審理が行われた、茨木労働基準監督署の事案の概要は、次のとおりである。

被災者は、1969年に入社し、アスベストパッキングの加工業務等に従事し、2012年7月に定年退職となり、同年8月から2013年6月まで契約社員として勤務していた

が、退職後の同年9月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

監督署長は、当該疾病の発症が業務上によるものとして休業補償給付の支給決定を行い、給付基礎日額を契約社員の時の賃金をもとに算定したところ、被災者は当該給付基礎日額を不服としたものである。

上記審理では、仮に定年前に発症した場合、また、被災者が再雇用しなかった場合、はたまた、傍系会社に再就職した場合に定年時の相当額になったと考えられ、このような偶然の事由によって労災の日額に大差が生じるのはおかしいなどと主張した。

その結果、2016年7月20日に原処分を取り消す裁決が出され